

各就労移行支援事業所管理者  
各就労継続支援事業所管理者  
様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

令和 5 年度（2023 年度）障がい者職場実習推進事業の実施について

障がいのある方の就労支援につきましては、日頃から御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、道では、道の職場に障がい者を職場実習（以下「実習」という。）として受け入れ、就業体験の機会を提供することにより、障がい者が職場での実習・体験を通じて働くことについての意欲を持ち、一般就労の可能性を引き出すことを目的に、平成 18 年度（2006 年）から「障がい者職場実習推進事業実施要綱」を定め、道の職場に障がいのある方々を実習生として受け入れております。

この度、令和 5 年度（2023 年度）障がい者職場実習推進事業実施要綱を別紙のとおり定めましたので、貴事業所において、一般就労を前提とした就労訓練を受けている利用者の中で、道の職場での実習を希望される方がおられましたら、別紙実施要綱を参照の上、御相談くださいますようお願いいたします。

#### 記

- 1 実習場所
  - ・北海道庁内事務室（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目）
  - ・各総合振興局（振興局）内事務室
- 2 実習内容
  - 一般事務補助作業等
- 3 実習の相談・申込先（申込書等提出の前に、まずはこちらでご連絡願います）

北海道 保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係  
T E L : 011-206-6473（内線 25-730）  
F A X : 011-232-4068
- 4 その他
  - ・実習実施に際しては、道と施設との間で覚書を締結します。
  - ・実習期間は 1～2 週間程度です。受入可能な時期や人数に限りがありますので、ご希望に添えない場合もあります。予めご了承ください。
  - ・実習生は、実習中の事故等に備えて、あらかじめ自己負担により傷害保険等に加入していただきます。
  - ・賃金等一切の諸手当は支給しません。

社会参加係 担当：鈴木  
T E L : 011-206-6473（内線 25-730）  
F A X : 011-232-4068  
メール：suzuki.ryouei@pref.hokkaido.lg.jp